



自治体史収集資料の保存・公開・活用：茨木市立文化財資料館 郷土史料室の事例（〈特集〉自治体史編さんの現在：参加と活用の新しい取り組み）

高橋，伸拓

(Citation)

Link：地域・大学・文化：神戸大学大学院人文学研究科地域連携センター年報, 15:32-37

(Issue Date)

2023-12

(Resource Type)

departmental bulletin paper

(Version)

Version of Record

(JaLCD0I)

<https://doi.org/10.24546/0100489532>

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/0100489532>



自治体史収集資料の保存・公開・活用

――茨木市立文化財資料館郷土史料室の事例――

高橋 伸拓

はじめに

自治体史収集資料は、編さん事業終了後、史料の保存・公開機関が設けられることなく、官庁や公民館の片隅に放置されたままである事例もあるという^①。一方で、自治体史編さん後にける永続的な史料保存活動の必要性、文書館の設置が提唱されてきた^②。基礎自治体において、自治体史収集資料は、編さん後の移管先として、①文書館^③、②図書館^④、③博物館^⑤という事例がみられ、文書館の設置が困難な中で、その保存・公開・活用が模索され、いまだ多くの自治体で課題になっているものと考えられる。

本稿は、自治体史収集資料の保存・公開・活用の事例とし

て、新修茨木市史収集資料を中心とした文献資料の整理・公開スペースとして、茨木市立文化財資料館（以下、文化財資料館）に設置した郷土史料室を取り上げる。茨木市は上記の③の事例に位置付くものである。博物館における古文書の閲覧は、資料保存を第一とする博物館での閲覧利用の限界、資料閲覧専用の部屋の確保や閲覧等に対応するための職員の配置という問題が指摘されてきた。このような課題はあるものの、「博物館にある文書をより多くの方に少しでも利用しやすくするためにできる事は何か」という点は共有されるべき点である^⑥。

以上を踏まえて、本稿は、郷土史料室の運営の状況を紹介し、新修茨木市史収集資料の保存・公開・活用をめぐる課題を確認し、今後の展望を述べる^⑦。

一 新修茨木市史収集資料の引継と郷土史料室の運営

ここでは、新修茨木市史収集資料の引継と郷土史料室の運営状況を確認する。

茨木市では市史の編さんが二度行われている。一度目は、市制施行二〇周年記念事業として実施し、昭和四四年（一九六九年）に刊行している。二度目は、平成一〇年（一九九八）から市制施行五〇周年記念事業として実施している。『新修茨木市史』は、通史三巻、史料編六巻、別編一巻の全一〇巻と別冊一冊の計一一冊を刊行し、平成二八年度に終了している。編さんの過程で調査した古文書は一八万点程度である。借用した史料は、目録作成及び写真撮影ののち返却し、撮影データはマイクロフィルム、紙焼き、デジタルデータで保管している。

茨木市史編さん室（以下、旧編さん室）の解散後、現在は茨木市教育委員会歴史文化財課が新修茨木市史収集資料を引き継いで管理している。平成二九年度から新修茨木市史収集資料の全体像の把握と公開・活用する方法についての構想をまとめていき、令和三年四月から文化財資料館への移転を進め、令和四年三月三十一日に郷土史料室を開室した。

次に、郷土史料室の運営状況を確認する。郷土史料室の閲覧対応は、「茨木市立文化財資料館郷土史料室の文献資料等の関

覧に関する取扱い要領」を制定して運用している。新修茨木市史をはじめとした歴史関係の図書と、古文書等の文献資料を閲覧できる。郷土史料室の開室は、文化財資料館の開館とあわせ、火曜・祝日の翌日・年末年始（一二月二九日～一月三日）が休みで、開室時間は午前九時～午後五時で、土・日曜、祝日も開いており、利用しやすくなっている。郷土史料室の人員は、令和五年七月一日現在、正規職員一名、会計年度任用職員（史料調査員・週一～二日程度、主に大学院生）八名で、職員ではないが旧編さん室の元スタッフ五名の協力を得ている。

新修茨木市史収集資料は、文献関係の史料群（個人・寺社・区有等）が二一五（市外除く）、点数が約一八万点であり、内訳は、①購入史料約一万二三〇〇点、②寄贈史料約二万三八〇〇点、③寄託史料約二万七三〇〇点、④借用史料約一万八二〇〇点である。④は所蔵者が保管している。史料は、旧編さん室で作成した目録の見直し、閲覧制限のチェックを経た後、順次公開している。『茨木市立文化財資料館 館報』に目録を掲載し、目録はホームページでも公開している。令和五年（二〇二三）三月末日現在、公開している史料群は一四件、公開点数は約四九〇〇点で、全体（約一八万点）の三パーセント程度である。旧編さん室では歴史資料管理システムというデータベースを構築し、古文書目録のデータの管理をしていた。このシステムをタブレット（iPad）に入れて郷土史料室に配置し、利用者が

資料を検索できるようにしている。また、紙に印刷した目録も備え付けている。利用者は閲覧希望の史料を史料閲覧申込書に記入し、即日閲覧できる。ただし、承諾書が必要なものは即日閲覧できない。

続いて、郷土史料室の利用の状況を確認する。

来室者は、平日は小学生、年配者が多く、土・日曜は子供連れの方がみられる。未就学児・小学生には、くずし字を絵柄とした古文書パズルを用意して、保護者とチャレンジしてもらい、古文書の啓発にも努めている。史料閲覧での来室は多くないが、卒業論文・博士論文の利用、古文書教室受講者の利用、家のルーツ調査、寺院・神社の歴史調査、絵図・地籍図・地図・航空写真の閲覧等である。

史料の活用は、古文書教室講座・ミニ展示があげられる。

古文書教室講座は、市史を読み解くというテーマの下で、新修茨木市史収集資料の中から、古文書のテキストを選定し、令和三年度までは前期・後期で年六回実施していた。郷土史料室開室後の令和四年度は、初級編（古文書初心者）・中級編（古文書解読経験者）を設けて、前期・後期で年六回（計一二回）実施している。

ミニ展示は、新修茨木市史収集資料等の紹介を目的とし、これまで四回実施した。令和五年度からは三か月に一回展示替えをし、第五回は「くずし字ってなに？——古文書をよんでみ

よう——」（展示期間…二〇二三年七月一日～一〇月二日）を開催した。夏期のミニ展示は、夏休み期間と重なり、小学生の来館が通常時より多く見込めるため、夏休みの自由研究の題材として使ってもらうことを目的にこの内容で行った。関連イベントとして、「くずし字チャレンジ⁸⁾」と題して週替わりで古文書のクイズをタブレットで出題し、参加賞として、茨木の村名のくずし字をプリントした古文書シールを配布した。

二 新修茨木市史収集資料の保存・公開・活用

以上のような現状を踏まえて、ここでは新修茨木市史収集資料の①保存、②公開、③活用をめぐる課題を①～③の順に具体的に整理してみてみる。

①保存は、少子高齢化と史料継承、山間部の史料調査、行政文書（公文書）の収集、災害時への対応の備えがあげられる。新修茨木市史の編さんにあたって把握した史料群は全部で二〇〇件ほどある。その大半が旧編さん室で借用し、調査後に所蔵者へ返却して現地で保存されている。所蔵者には、資料館の展示の案内を通知するなどして、関係の継続を図っているが、平成二八年（二〇一六）の大阪北部地震の影響について、状況の把握ができていないことが懸案である。茨木市の少子高齢化の状況を令和二年（二〇二〇）度の国勢調査で確認すると、茨

本市の人口は二八万七七三〇人で、年齢三区分別人口は年少人口（〇～一四歳）が三万九三二一人（一四・〇パーセント）、生産年齢人口（一五～六四歳）が一七万一九六四人（六一・四パーセント）、老年人口（六五歳以上）が六万八七〇一人（二四・五パーセント）で、年齢不詳が七八四四人である。平成二七年度の調査と比べて年少人口は減少に転じており、生産年齢人口は五二二人（〇・三パーセント）の増加となっている。老年人口は三七四八人（五・八パーセント）増加しており、高齢化の進展がうかがえる。⁹ 茨木市も少子高齢化は進み、個人所蔵者の史料継承が困難になっていくものと考えられる。特に、茨木市北部の山間部は史料調査を行う余地が残されており、史料継承を念頭に置いて調査を継続する必要がある。また、行政文書（公文書）の収集ができておらず、行政文書の評価・選別・保存というサイクルを構築することが課題である。保存については大阪北部地震時の経験を踏まえて、災害時に対応できるように、災害に備えていきたい。

②公開は、文献資料の整理・公開とスタッフの確保、閲覧制限への対応があげられる。旧編さん室が把握した文献資料は約一八万点にのぼる。これら目録の見直しをした上での公開が作業量としては一番多くあり、こうした作業を行うスタッフの確保の問題が大きい。大学院生の減少と学芸員等への早期就職が進んで人材不足となり、スタッフの確保が難しい状況である。

また、公開にあたっては史料の閲覧制限の確認を行う必要がある。筆者が以前勤めていた、千葉県文書館のマニュアルを参考に¹⁰、下記の閲覧制限文書の基準を設けて、歴史資料管理システムに情報を登録している。個人及び法人その他団体の権利・利益を害するおそれがあり、閲覧の制限を要する文書又は閲覧制限の審査を要する文書は、前者は閲覧制限（身分）、後者は要審査（身分）等として、（一）内には以下の制限理由に該当するものを記述し、歴史資料管理システムの「閲覧制限等」の欄に入力している。大別すると、（一）個人の権利・利益に関する情報、（二）国、地方公共団体その他団体の事業運営に関する情報、（三）犯罪等に関する情報、（四）法令等により閲覧等が禁じられている情報を対象としている。こうした基準を設けているが、実際の作業にあたってはスタッフによって判断が異なる難しさを感じている。上記を経て、資料の公開許諾を所蔵者に求める手続きを迅速に進めていきたいが、現状では難しく、改善していきたいところである。

③活用は、市民等への新修茨木市史収集資料の啓発方法を考えることが課題である。古文書をより身近に感じ、その価値に気付いてもらうきっかけを作りたいと考えている。方法としては、展示・講座への利用、未就学児・小学生向けの普及啓発、古文書サークルの開設があげられる。郷土史料室は文化財資料館内にあることから、史料の閲覧公開だけでなく、展示や講

座での活用がよりしやすいことが利点である。展示についてはミニ展示の年四回の実施を維持し、どのような史料を所蔵しているのかについて紹介していきたい。また、文化財資料館の特別展示である、テーマ展や企画展でも活用していきたい。未就学児・小学生向けには、これまで古文書パズル、古文書シールを手掛けてきた。今後も先行研究^①を参照し、古文書の啓発を積極的に行っていく、歴史や古文書に少しでも興味を持ってもらうきっかけになればと願っている。古文書サークルは古文書教室講座を発展させて、郷土史料室の利用促進のため開設したいと考えている。

むすびにかえて

上記のように、新修茨木市史収集資料をめぐって課題は山積している。しかし、これらの資料を眠らせないようにと日々考えながら業務に取り組んでいる。自治体史編さん後は、各自治体の状況にあわせて、小規模でも閲覧スペースを作り、週に一日でも史料を閲覧できる日を設けるなどして、利用しやすいようにしておく体制作りが、保存・公開・活用を意識することにつながるものと思われる。

基礎自治体は財政的問題もあり、本格的な文書館の設置は難しい状況である。史料の保存・公開・活用のモデルケースとし

て郷土史料室の運営に取り組んでいきたい。

註

(1) 大藤修・安藤正人『史料保存と文書館学』（吉川弘文館、一九八六年）、七四頁。

(2) 安澤秀一『史料館・文書館学への道』（吉川弘文館、一九八五年）、前掲註(1) 大藤修・安藤正人『史料保存と文書館学』、高橋実『文書館運動の周辺』（岩田書院、一九九六年）、同『自治体史編纂と史料保存』（岩田書院、一九九七年）等。

(3) 神奈川県藤沢市の藤沢市文書館（高野修『地域文書館論』岩田書院、一九九五年）、長野県松本市の松本市文書館（小松芳郎『市史編纂から文書館へ』岩田書院、二〇〇〇年）等である。茨木市の近隣では、大阪府豊中市の豊中市文書館がある。

(4) 東京都北区は北区立中央図書館に「北区の部屋」を設置している（保垣孝幸「自治体史編さん事業後の動向と自治体史の再検証——北区立中央図書館における地域資料の保存・活用——」『地方史研究』三五四号、二〇一一年）、神奈川県小田原市は小田原市立中央図書館に地域資料室を設置している（下重清「体験してきた地域史研究と地域資料の現状」『日本史研究』七二八号、二〇二三年）。茨木市の近隣では、兵庫県宝塚市の宝塚市立図書館市史資料室、大阪府枚方市の枚方市立図書館市史資料室がある。小規模自治体における自治体史編さん後の史料の保存と活用は、資料館の建設は予算的に難しく、図書館で行うことを提唱されている（島津良子「自治体史編纂事業と史料の保存・活用——史料調査の原則と現状——その1・その2」『和歌山地方史研究』四九・五〇、和歌山地方史研究会、二〇〇五年）。しかし、上記の事例以外に、図書館には整理・公開

されていない自治体史収集資料が多数保管されているものと考えられる。

- (5) 神奈川県相模原市の市史資料は、当初は図書館古文書室で公開されていた。古文書室が担ってきた業務は一九九五年に博物館へ移行した(草薙由美「博物館における文書の保存と活用—相模原市立博物館の事例—」文書館問題研究会・横浜開港資料館編『歴史資料の保存と公開』岩田書院、二〇〇三年)。兵庫県尼崎市は『尼崎市史』編さん後に尼崎市立地域研究史料館を設け、令和二年(二〇二〇)に尼崎市立歴史博物館に統合され、博物館内のアーカイブズとして機能している(岩城卓二「人を育てる史料館」〔岩城卓二他編『博物館と文化財の危機』人文書院、二〇二〇年、第五章所収〕、河野未央・辻川敦「尼崎市立地域研究史料館からあまがさきアーカイブズへ—尼崎市の公文書館事業—」『歴史学研究』第一〇〇五号、二〇二一年)。

- (6) 前掲註(5) 草薙論文。

- (7) 第二一回歴史文化を巡る地域連携協議会当日の発表の内容は、高橋伸拓「地域資料館とアーカイブズ—茨木市立文化財資料館 郷土史料室を事例に—」(『Musa 博物館学芸員課程年報』三七号、追手門学院大学博物館研究室、二〇二三年)にまとめており、参照されたい。

- (8) 文化財資料館元職員(柴崎謙信氏(現・彦根城博物館学芸員)の発案によって、令和四年度から実施しているイベントである(柴崎謙信「子ども向けくずし字解読体験の取り組みについて—茨木市立文化財資料館「くずし字チャレンジ」の事例から—」『茨木市立文化財資料館 館報』第八号、二〇二三年)。

- (9) 茨木市ホームページ https://www.city.ibaraki.osaka.jp/ikou/soumu/soumu/menu/tokei/ibaraki_tokei/tokei_chosa/kokusei_cho

sa/r2kokuchou/R2census_result/56561.html

- (10) 平野明夫「千葉県文書館「古文書整理マニュアル」(改訂版)の解説(上)(下)」(『千葉県の文書館』第一・一二号、千葉県文書館、二〇〇六・二〇〇七年)。

- (11) 高橋修「小学生だから読める古文書講座」事業の実践—新しい博物館教育論と資料論の構築を目指して(『Link…地域・大学・文化』第六号、神戸大学大学院人文科学研究科地域連携センター、二〇一四年)、前掲註(8) 柴崎論文等参照。

【付記】 本稿執筆の機会を与えていただいた編集委員会の皆様ならびに関係各位に改めて御礼申し上げます。